

議案第 31 号

令和 4 年 4 月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

令和 4 年 4 月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

令和 3 年 11 月以降、庁舎等複合施設建設事業等の具体的な方針が提示できなかったこと、また、今定例会の議会日程に影響を及ぼしたことについて、市長としての責任を明確にするため、本案を提出するものであります。

## 令和4年4月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 市長の給料の額は、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）

第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(市長の給料)

第2条 市長の令和4年4月の給料月額は、868,500円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和4年4月30日限り、その効力を失う。